

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月15日
【会社名】	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
【英訳名】	harmonic Drive Systems Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長井 啓
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ(以下当社と言う)の代表取締役社長 長井 啓 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告の信頼性に関して合理的な保証が得られるように内部統制を構築しました。

なお、いかなる内部統制にも固有の限界があるために、どのように構築しようとも、誤謬もしくは不正を原因とする虚偽が起り得ること、更に社内外の状況の変化により構築した内部統制が十分に機能しなくなる可能性もあり得ることを当社経営陣は認識しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価の基準日

内部統制の評価の基準日は、当社事業年度の末日である平成29年3月31日です。

(2) 評価の基準

一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し評価しました。

(3) 評価の手続き

連結財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

(4) 評価の範囲

全社的な内部統制の有効性の評価に関しましては、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社以外に以下に示す当社の連結子会社を評価範囲としました。

- a. 株式会社ハーモニック・エイディ
- b. 株式会社ハーモニック プレシジョン
- c. エイチ・ディ・システムズ・インコーポレイテッド
- d. ハーモニック・ドライブ・エルエルシー
- e. 哈默纳科(上海)商贸有限公司
- f. ハーモニック・ドライブ・アーゲー

業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価に関しましては、連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の2/3以上を占める事業拠点を評価範囲としました。当社の業務プロセスの評価にあたりましては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目であります売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高及び買掛金等に至る主要業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

尚、前述以外の連結子会社である株式会社エッチ・ディ・ロジスティクス、株式会社ウインベル、三益ADM株式会社及び合同会社エイチ・ディ・マネジメント並びに持分法適用会社である青梅鑄造株式会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制及び重要性の大きい業務プロセスの評価範囲に含めていません。また、連結子会社であるハーモニック・ドライブ・アーゲー及びその連結子会社については、当社による株式の追加取得により、平成29年3月22日付で当社の連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できなかった場合に該当すると判断したため、ハーモニック・ドライブ・アーゲーは持分法適用会社として評価しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、連結子会社であるハーモニック・ドライブ・アーゲー及びその連結子会社については、当社による株式の追加取得により、平成29年3月22日付で当社の連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の事業年度末日直前に行われたため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。